

健診の流れ

①受診券が自宅に届く。



②受診する医療機関（県内）を決めて、健診日時確認の電話を医療機関にする。



③質問票を記入する。



④医療機関で受診する。

▶持ち物 受診券、被保険者証、質問票、健診費用（500円）



⑤町から受診結果を約2ヵ月後に送付します。（医療機関からの報告の関係で、2ヵ月以上かかる場合があります）また、早く結果を知りたいときは、受診した医療機関で結果の説明を受けることができます。受診時に申し出てください。

健診の概要

実施期間 6月～12月末日

検査内容

- 問診 ●身体計測（身長、体重、BMI）
- 診察 ●血圧測定 ●血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 貧血検査 ●心電図検査

※前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。

費用 500円

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に実施しています。心臓病や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見することで、必要に応じて早めに治療を受けることができます。

県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施し、対象となる人には5月下旬に受診券を送付します。

皆さんもご自分の健康状態をチェックする機会として、ぜひご利用ください。

- 次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などにご相談ください。
- 生活習慣病治療中で医師などから健診の必要性がないと判断された病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している
- 事業主健診など、他で健康診査の受診機会がある
- 施設に入所している（障害者支援

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 平成29年度後期高齢者健康診査が 6月から始まります

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2096 / ☎ 34・2095

施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※平成29年4～10月に75歳になる人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※平成29年11月以降に75歳になる人は、平成30年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険または他の健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

国民健康保険からのお知らせ

非自発的失業者に対して 保険税の軽減制度があります

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます。平成28年3月31日以降に解雇などの非自発的理由で失業し、国保に加入した場合、失業した人の給与所得を100分の30として、所得割が算定されます。

軽減を受けるには申請が必要です。住民保険課国保医

療・年金係へ申請してください。平成28年度に申請している人は、再度申請する必要はありません。

対象 離職日が平成28年3月31日以降で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」に次のコードが記入されている人（コード…11、12、21、22、23、31、32、33、34）

軽減される期間

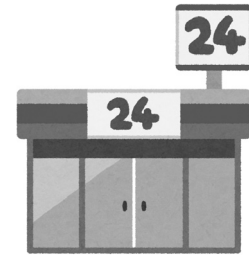
離職日の翌日が属する年度とその翌年度

申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証、印鑑、被保険者証

マイナンバーカードを利用して コンビニで住民票が取得できるようになりました

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087



4月1日からマイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国の指定コンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）から住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できるサービスを開始しました。

利用時間 午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日を除く）

必要なもの

・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）
※利用者証明用電子証明書の

暗証番号（数字4桁）の入力が必要
・交付手数料（1通300円）
※証明書の取得方法など詳しくは、広報4月号または町ホームページなどをご覧ください。

マイナンバーカード 受付時間の延長・休日開庁

通知カードの受け取り、マイナンバーカード交付・申請のため、受付時間の延長と休日開庁します。

※上記以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。

受付時間の延長

5月10日(水)・24日(水)

午後7時まで

※ただし、マイナンバーカード交付の受付は午後6時30分まで

休日開庁

5月14日(日) 午前10時～午後4時

※受け取り方法など詳しくは、マイナンバーカードの交付準備が整い次第送付している交付通知書（ハガキ）または町ホームページをご覧ください。

ご回答をよろしく申し上げます 工業統計調査にご協力を

広報課情報発信係 ☎ 34・2069

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。調査の趣旨、必要性をご理解い

ただし、ご回答をよろしく申し上げます。

対象 従業員4人以上の全ての製造事業所

調査期日 6月1日

調査内容の秘密の厳守

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料）に使用することは絶対にありません。

統計調査員として活動してみませんか

町では各種統計調査において、調査員として活動していただける人を随時募集しています。

調査票の配布や回収などを行う調査員の仕事は、統計調査の最前線であり土台となる重要な部分を担っています。興味のある人は、登録をお願いします。

登録資格

- ① 町内在住の20歳以上で、統計調査の職務を貫徹し得る健康・体力がある人
- ② 職務上知り得た秘密の保護に責任を持てる人
- ③ 税務・警察及び選挙に直接関係のない人
- ④ 税金などの滞納がない人
- ⑤ 暴力団員などまたは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者でない人

登録期間 4月～翌年3月までの1年ごと

※年度途中でも随時登録できます。

届・申込 印鑑を持参のうえ、広報課情報発信係で登録申請書類に記入してください。

虐待の種類

身体的虐待

首を絞める、殴る、ける、激しく揺さぶる、食事を与えない、戸外に閉め出す、拘束するなど

心理的虐待

言葉による脅かし、脅迫、無視、拒否的な態度、自尊心を傷つける、子どもの前で配偶者などへの暴力など

性的虐待

性交、性器を触る・触らせる、性的暴行、わいせつ行為、性的写真の被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じこめる、乳幼児を家に残して外出する、衣服の着替えや入浴など衣食住が極端に不適切など

事態を深刻化させないためには、早期発見が大切です。少しでも気になることがあれば連絡をください。また、保護者自身が虐待してしまいそうなどの相談内容もお受けします。

- 疑いや心配があるだけでも連絡をお願いします。
- お知らせいただいた人の秘密は守られます。
- 匿名での相談・お知らせでも結構です。

子育て相談

育児を頑張りすぎていませんか。偏食・夜泣き・発達が気になるなど育児には悩みがつきものです。不安を感じる際には、お気軽にご相談ください。

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～午後4時

- 子育て相談センター宮古保育園
イグジ ナヤミ
☎ 34-1611 / ☎ 0120-194-783
- 子育て相談センター宮森保育園
ナヤミ イグジ
☎ 33-1611 / ☎ 0120-783-194
- 子育て相談センターこどもの森阪手保育園
☎ 34-1612 / ☎ 0120-733-860

近年、町での児童虐待に関する相談件数は増えています。家庭という密室の中で起こる児童虐待は、近隣

みんなで防ごう児童虐待

「児童福祉週間」とは、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことで、子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的としています。

「児童福祉週間」では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」です

できること たくさんあるよ きみのために

こども未来課子育て相談係 ☎ 33・9035

地域など身近に接する人たちからの通報が重要です。虐待かどうかは、あくまで子ども側から考えてみます。いくら養育者が「子どものしつこい」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。（養育者には実際に養育している人へ例・祖父母、親の恋人など）も含まれます）

虐待の連絡

土・日曜日、祝日、夜間（午後5時15分～翌午前8時30分）

- 児童家庭支援センターあすか ☎ 44-5800

24時間 365日

- 県中央こども家庭相談センター ☎ 0742-26-3788
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189

（☎ 189 にはやく かけるとお近くの児童相談所につながります）

緊急の場合は最寄りの警察署へご連絡ください。 ☎ 110

- 天理警察署 ☎ 0743-62-0110

子育て相談や虐待の連絡は、こども未来課子育て相談係でも受け付けています

自分たちの町は自分たちで守る

田原本町消防団の役員を紹介します

防災課安全防災係 ☎ 34-2059

消防団役員の紹介

団長	今西和夫さん
副団長	吉岡文和さん
副団長	村上清司さん
第1分団長	森田孝浩さん
第2分団長	澤井実さん
第3分団長	松井宏友さん
第5分団長	森島孝之さん
第6分団長	増田克巳さん
第7分団長	鎌田貢さん



6つの分団で組織されている田原本町消防団は、「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、火災や災害発生時に出勤し、日ごろから防災啓発活動を行っています。4月1日現在の役員は右記のとおりです。

地域団体向け介護予防塾



地域で自主的な活動に取り組んでいる団体に対し、講師の先生を派遣し運動や認知などの介護予防を学んでもらい、今後の活動に役立ててもらいます。

対象 町内で自主的に活動している団体（65歳以上の町民が10人以上参加している団体）

期間 5月～平成30年3月

費用 無料

申込 詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

※会場の手配、参加者への周知は利用者側でお願いします。

介護予防運動教室（健笑倶楽部）

専門家の指導のもと、皆さんの体調に合わせて筋力トレーニングや体操を行



います。運動機能の向上や、体力の維持を目指し「寝たきり」を予防しましょう。

日時 5月19日から毎週金曜日

午前10時30分～11時30分

場所 社会福祉協議会（送迎はありません）

対象 65歳以上の町民

費用 1回300円

認知症講演会

認知症についての理解を深めるために、専門家から認知症の予防や治療などを分かりやすく話していただきます。

対象 町民

場所 社会福祉協議会または町民ホール

費用 無料

※詳細は後日広報に掲載します。

介護予防とは、要介護状態になることをできる限り遅らせることで、健康でいきいきとした生活を送ることができるようになることです。介護が必要となる状態を少しでも遅らせるようにするための健康づくりや介護予防への取り組みを図り、介護予防事業に積極的に参加しましょう。

介護予防事業に積極的に参加しましょう

介護予防リーダー養成講座

身体とお口の介護予防や脳トレについて講義・演習を6回コースで受講し、今後の活動の参考にさせていただきます。

対象 町民で介護予防に興味のある人

場所 社会福祉協議会
（送迎はありません）

費用 無料

※初夏ごろ開催、詳細は後日広報に掲載します。

脳いきいき教室（認知症予防教室）

認知症の正しい理解を深め、認知症予防に効果的な取り組みを実際に体験し、暮らしの中で生かすことができるよう目指します。（認知機能の測定を前後で実施します）



対象 65歳以上の町民で、認知症に関心がある人

場所 社会福祉協議会（送迎はありません）

費用 無料

※秋ごろ開催、詳細は後日広報に掲載します。

介護予防講演会

気軽にできるストレッチも交え、介護予防について分かりやすくお話ししていただきます。「いつまでも自分の足で歩く」ことを目標に、健康寿命を延ばしませんか。



対象 町民 **場所** 社会福祉協議会 **費用** 無料

※初夏ごろ開催、詳細は後日広報に掲載します。

平成29年度介護予防事業の紹介
いつまでも元気で暮らすための
健康づくりガイド

地域包括支援センター ☎ 34・2104

情報公開・個人情報保護制度

平成28年度の運用状況を公開します

広報課情報発信係 ☎ 34・2069

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の平成28年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。

平成28年度の公文書の開示請求は24件あり、決定内容は開示が6件、

公文書の開示請求・申出の処理状況

	件数	実施機関	決定内容		
			開示	部分開示	非開示
開示請求	12	町長部局	5	6	0
	1	教育委員会	1	0	0
	1	議会	0	1	0
申出	9	町長部局	0	4	5
	0	教育委員会	0	0	0
	1	議会	0	1	0
合計	24		6	12	5

※開示請求の町長部局に1件取り下げがあったため、開示請求件数と決定内容の合計は一致しません。

個人情報の開示等請求の処理状況

	件数	実施機関	決定内容	
			開示	部分開示
開示請求	2	町長部局	0	2
合計	2		0	2

個人情報取扱事務の届出状況

実施機関	件数
○町長部局	324
総務部	77
住民福祉部	134
産業建設部	67
上下水道部	46
○教育委員会	79
○選挙管理委員会	9
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	8
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	4
合計	431

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。

平成28年度は、個人情報の開示請求が2件ありました。また、個人情報の訂正、削除、利用などの中止の

請求はありませんでした。

個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。

平成28年度の個人情報取扱事務の届出件数は、431件でした。

総合公開窓口の利用案内

町役場1階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料が自由に閲覧できます。

広く行政情報を公開

入札結果を公表します

総務課契約検査係 ☎ 34-2108

広く行政情報を公開し、事務事業の執行の透明性を確保する一環として、工事などの入札結果をお知らせします。

（単位：円／消費税及び地方消費税込み）

落札日	担当課	件名等	場所	落札業者	予定価格	落札金額	業者数
3月6日	財政課	自治体システム強靱性対応システムの賃貸借	田原本町役場庁舎内	NTTファイナンス(株) 京都支店	540,000 (1ヵ月あたりの金額)	481,442 (1ヵ月あたりの金額)	7
3月27日	総務課	田原本町役場庁舎他施設で使用する電気調達	田原本町役場庁舎 他16施設	丸紅新電力(株)	138,031,560 (1年あたりの金額)	113,347,620 (1年あたりの金額)	9